

**I いじめ防止等の対策に関する基本的な考え方****1 いじめの定義（いじめ防止対策推進法 第2条）**

この基本方針において、「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

**2 「いじめ」に対する基本的な認識**

次の2点について、全教職員の共通理解、共通認識のもとに指導に当たり、いじめの未然防止等に取り組む。

- 「いじめ」は人間として絶対に許されない行為である。
- 「いじめ」は、どの児童にも起こりうる。

**II いじめに対する責務****1 いじめ防止等のための校内組織として、「水戸市立常磐小学校いじめ防止対策委員会」を設置する。（以下「いじめ防止対策委員会」）**

〔いじめ防止対策委員会の主な役割〕

- ・取組の年間計画の作成・実行・修正
- ・未然防止のための教職員研修の計画
- ・いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動に係る情報収集と記録、共有
- ・いじめの疑いに係る情報があつた場合の情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携
- ・基本方針の見直し、検証等

**2 未然防止のための取組**

いじめは誰にでも、どの学級でも起こるという認識のもとに、教育活動全体を通していじめの未然防止のために取り組む。

- (1) 居場所づくりと絆づくり
  - ① 児童の心の居場所づくりを進める。
  - ② 「ときわのよい子」の育成に努める。
- (2) 具体的な取組
  - ① 認め合う学級集団づくり
  - ② 豊かな心の育成
  - ③ 児童主体の活動（あいさつ運動、縦割り班活動等）
  - ④ インターネットを通じて行われるいじめの防止
  - ⑤ 保護者・地域との連携推進
  - ⑥ 教職員研修

**3 早期発見のための取組**

いじめは、大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識して情報交換や実態の把握に努める。

**4 早期解消に向けた取組**

事実確認に基づき、組織的に迅速に対応し、いじめをやめさせるとともに、再発防止に努める。

**5 重大事態が発生したときの対応**

以下のような重大事態が発生した場合には、「いじめ防止対策委員会」に第三者を加えて構成する調査委員会を設置し対応にあたる。

- ① いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- ② いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

※ 児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあつたときにも、重大事態が発生したものと報告・調査にあたる。

**III その他（取組の評価及び検証）**

- いじめの防止、早期発見、再発防止等の取組について、学校評価において検証し、その結果を教育委員会及び保護者、地域に報告、公表する。
- 検証は、定期的または随時行い、その結果に基づいて基本方針、取組を改善していく。